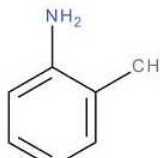


オルトートルイジンの健康障害防止対策

今回の改正で、特定化学物質の「特定第2類物質」と「特別管理物質」になりました。

有害性・性状・用途

オルトートルイジン (CAS No. 95-53-4)		
主な有害性 (発がん性、その他の有害性)	性状	用途の例と構造式
発がん性：国際がん研究機関 (IARC) 1 (ヒトに対して発がん性がある) その他：経皮吸収による全身への健康影響のおそれ 眼に対する重篤な損傷性／刺激性 遺伝毒性	・ 特徴的な臭気のある無色の液体 ・ 沸点200℃ ・ 蒸気圧34.5Pa (25℃)	染料、顔料 

特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率

(特化則第2条)

- ◆ オルトートルイジンを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物が対象
- ◆ オルトートルイジンを製造したり、取り扱う作業 (以下「オルトートルイジン作業」という) 全般が規制の対象

【参考】文書交付 (SDS)、ラベル表示、リスクアセスメントの義務については、オルトートルイジンを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物が対象 (従前から変更なし、安衛法第57～57条の3)

発散抑制措置

(特化則第4,5,7,8,29,30,32,33,34の2,35条) (安衛則第85,86条および別表第7)

オルトートルイジンの蒸気等が発散する屋内作業場では、労働者がオルトートルイジンを吸い込むことを防止するため、次の措置をとることが必要です。

1. 製造工程の発散抑制措置 (原則密閉化) (特化則第4条)

- ① 製造設備を密閉式の構造とすること
- ② オルトートルイジンを労働者に取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によること
- ③ 計量作業、容器に入れる作業、袋詰め作業で、①および②の措置が著しく困難であるときは、対象物が作業中の労働者の身体に直接接触しない方法により行い、かつ、当該作業場所に囲い式フードの局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること

2. 製造工程以外の発散抑制措置 (特化則第5条)

- ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること
 - ② ①の措置が著しく困難なとき、または臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設けるなど労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じること
- ※「①の措置が著しく困難」には、種々の場所に短期間ずつ出張して行う作業の場合、発散源が一定していないために技術的に設置が困難な場合が挙げられます。
- ※「臨時の作業」とは、その事業において通常行っている作業のほかに一時的必要に応じて行う作業をいいます。一般的には短時間の場合が少なくありませんが、必ずしも短時間の場合に限る趣旨ではありません。

3. 局所排気装置やプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

- ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること (特化則第7,8条)
(局所排気装置の抑制濃度は、1ppm)
- ② 定期自主検査、点検を行うこと (特化則第29,30,32,33,34の2,35条)
- ③ 設置計画の届出 (安衛則第85,86条および別表第7)
(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要)

※ 3-③以外は平成30年1月1日から義務化。ただし、平成29年1月1日～平成29年12月31日に製造・取扱い設備を新設する場合は、新設する時点から。3-③の届出は、発散抑制設備を平成29年3月31日までに設置・移転・変更した場合は不要。

＜平成30年1月1日から適用＞

オルトートルイジン作業では、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

※試験研究のため取り扱う作業を除く。

- ① 作業に従事する労働者がオルトートルイジンに汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検すること
- ③ 保護具の使用状況を監視すること

※必ずしも単位作業室ごとに選任を要しませんが、上記①～③の職務を常時遂行が可能な範囲ごとに選任する必要があります。

漏えい防止のための措置等

(特化則第13～18,20,23,26条ほか)

＜平成30年1月1日から適用＞

オルトートルイジンの漏えい事故などによる労働者の健康障害を予防するため、特定化学設備やその他の設備等について次の措置をとることが必要です。

1 漏えいの防止措置等（特定化学設備）

- ① 腐食防止措置（特化則第13条）
- ② 接合部の漏えい防止措置（特化則第14条）
- ③ バルブ等の開閉方向の表示等（特化則第15条）
- ④ バルブ等の材質等（特化則第16条）
- ⑤ 送給原材料等の表示（特化則第17条）
- ⑥ 作業規程（特化則第20条）

2 漏えいなど緊急時・異常時のための措置等

◆特定化学設備

- ① 2以上の出入口（特化則第18条）
- ② 救護組織、訓練等（特化則第26条）

◆管理特定化学設備

- ③ 計測装置の設置（特化則第18条の2）
- ④ 緊急遮断装置の設置等（特化則第19条の2）
- ⑤ 予備動力源等（特化則第19条の3）
- ⑥ 自動警報装置など（特化則第19条第2,3項）

◆特定化学設備や液体など100リットル以上取扱作業場

- ⑦ 警報用の設備、除害用薬剤など（特化則第19条第1,4項）

◆漏洩して労働者が健康障害を受けるおそれのあるとき

- ⑧ 退避等（特化則第23条）

特定化学設備

→ 特定第2類物質や第三類物質の化学物質の製造・取扱設備で移動式以外のもの

管理特定化学設備

→ 特定化学設備のうち発熱反応が行われる反応槽等で、異常化学反応等により大量に漏えいするおそれのあるもの

3 点検、労働基準監督署への届出等

- ① 特定化学設備の定期自主検査および点検（特化則第31および34条）
- ② 特定化学設備の設置等の計画の届出（安衛則第85、86条および別表第7）
(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要)

※ 2-②⑦、3-②以外は平成30年1月1日より措置が必要。

ただし、平成29年1月1日～平成29年12月31日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から。

2-②⑦は平成29年1月1日から。3-②は、特定化学設備を平成29年3月31日までに設置・移転・変更した場合は不要。

その他の措置

(特化則第12の2,22,22の2,24,25,37,38～38の4,43～45,53条)

<◆は平成29年1月1日から適用、◇は平成30年1月1日から適用>

- ◆ 有効な呼吸用保護具の備え付け（特化則第43条、第45条）
- ◆ ばろ等の処理（特化則第12条の2）
- ◇ 不浸透性の床（特化則第21条）
- ◆ 特定化学設備の改造等の作業時の措置（特化則第22条、第22条の2）
- ◆ 関係者以外の者の立入禁止措置（特化則第24条）
- ◆ 適切な容器の使用等（特化則第25条第1項から第4項まで）
- ◆ 取扱い上の注意事項等の掲示（特化則第38条の3）※
- ◆ 休憩室の設置（特化則第37条）
- ◆ 喫煙、飲食の禁止（特化則第38条の2）
- ◆ 洗浄設備の設置（特化則第38条）
- ◆ 有効な保護衣等の備え付け、使用（特化則第44条、第45条）
- ◆ 作業記録の30年間保存（特化則第38条の4）※
- ◆ 事業廃止時の記録の報告※（特化則第53条）

※ 特別管理物質としての措置



作業環境測定

(特化則第36～36条の4)

<平成30年1月1日から適用>

オルトートルイジン作業を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

- ◆ 6か月以内ごとに1回、定期に作業環境測定士※（国家資格）による作業環境測定を実施
※ 分析は3号（特化物）を含む第一種作業環境測定士資格のある測定士が実施
- ◆ 結果について作業環境評価基準に基づき評価を行い、評価結果に応じて適切な改善が必要
- ◆ 測定の記録および評価の記録は30年間保存

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
オルトートルイジン	1ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析法

＜平成29年1月1日から適用 ※平成28年12月31日以前に従事した配置転換後労働者も適用＞

オルトートルイジン作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- ◆ オルトートルイジン作業に常時従事する労働者【業務従事労働者】に対し、雇入れまたはこの業務への配置替えの際およびその後6か月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を実施
- ◆ 過去にオルトートルイジン作業に常時従事させたことがあり、配置転換して現在も雇用している労働者【配置転換後労働者】についても同様に健康診断を実施
- ◆ オルトートルイジンが漏えいし、労働者が汚染された時や労働者がオルトートルイジンを吸入した時は、医師による診察または処置を受けさせる。
- ◆ 健康診断の結果（個人票）は、30年間の保存が必要
- ◆ 健康診断の結果を労働者に通知
- ◆ 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第3号）を労働基準監督署長に提出

■ オルトートルイジンの健診項目

＜ 一次健康診断の項目 ＞

- ① 業務の経歴の調査（業務従事労働者が対象、必要に応じ配置転換後労働者も対象）
- ② 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者が対象、必要に応じ配置転換後労働者も対象）
- ③ オルトートルイジンによる頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状または自覚症状の有無の検査

（急性の疾患に関する症状（下線部）については、業務従事労働者に対する健診のみ）

- ⑤ 尿中の潜血検査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ⑥ 尿中のオルトートルイジンの量の検査（業務従事労働者のみが対象）
- ⑦ 尿沈渣検鏡、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

＜ 二次健康診断の項目 ＞

- ① 作業条件の調査（業務従事労働者のみが対象）

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ② 膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
- ③ 赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（業務従事労働者のみが対象）